

令和7年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

室蘭工業大学

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	9
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	12
領域5 学生の受入に関する基準	14
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	16
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

## 1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、  
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、  
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年		書面調査の実施 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認 事項及び訪問調査での役割分担の決定） 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象 大学の状況を調査）
7月		
8月		
10月～11月		
令和8年		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月		

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加藤 映子	大阪女学院大学学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥居 朋子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
近藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田 朋 靖	高崎健康福祉大学学長
今西 誠 之	三重大学教授
小林 直 人	愛媛大学副学長
鮫島 浩	宮崎大学学長
寫田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清水 美 憲	筑波大学教授
関根 久 雄	筑波大学教授
高倉 喜 信	京都大学白眉センター長
◎ 高田 邦 昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
田野 俊 一	電気通信大学学長
土川 覚	名古屋大学教授
寺澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内藤 重 之	琉球大学教授
中村 泰 之	名古屋大学教授
中山 徳 良	名古屋市立大学教授
西村 伸 一	岡山大学教授
西村 友 幸	小樽商科大学教授
端詰 勝 敬	東邦大学教授
原田 信 志	熊本大学名誉教授
原田 美知子	桜美林大学教授
藤田 佐 和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松下 伸 広	東京科学大学副理事
三矢 麻理子	公認会計士
湯川 嘉津美	上智大学名誉教授
横内 正 雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 贺 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フロンバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 浅野 茂     | 山形大学教授                   |
| ◎ 川嶋 太津夫 | 神戸大学・大阪大学名誉教授            |
| 小湊 卓夫    | 九州大学准教授                  |
| 渋井 進     | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事       |
| 寫田 敏行    | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事       |
| 末次 剛健志   | 長崎大学学生支援部留学支援課長          |
| ○ 高橋 哲也  | 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長     |
| 戸田山 和久   | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長 |
| 富田 美加    | 茨城県立医療大学教授               |
| 新田 早苗    | 元 琉球大学後援財団常務理事           |
| 林 隆之     | 政策研究大学院大学教授              |
| 前田 早苗    | 千葉大学名誉教授                 |
| 光田 好孝    | 大学改革支援・学位授与機構特任教授        |
| 山本 幸一    | 明治大学教学企画部教学企画事務長         |

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

室蘭工業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 工学研究科博士後期課程の実入学者数が、入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 北海道三笠市をフィールドに行っている自治体との連携研究活動が三笠市に対するふるさと納税の使途の一つとして設定され、かつ、企業から三笠市に対して 1 億円の寄附実績が得られており、2019 年に定めた「北海道 MONO づくりビジョン 2060－『ものづくり』から『価値づくり』へ」を具現している。(基準 3－2)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、理工学部について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって、各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・理工学部（2学科：創造工学科、システム理化学科）

[大学院課程]

- ・工学研究科（博士前期課程3専攻：環境創生工学系専攻、生産システム工学系専攻、情報電子工学系専攻、博士後期課程1専攻：工学専攻）

令和6年度に、大学院工学研究科情報電子工学系専攻の入学定員を15人増員するとともに、同専攻内に共創情報学コースを新設した。共創情報学コースでは、データサイエンス、AI、コンピューター科学などの「情報基幹科目」、他機関とも連携した「PBL・社会連携科目」、理工学専門科目において具体的に情報を用いて学ぶ「情報×専門科目」、及び「専攻共通科目」の体系的なカリキュラムを編成する。ここでは、情報学の専門知識の修得に加え、他分野の科目を履修することで応用範囲を広げ、さらに企業や他大学と連携したPBLにより、実社会での多様な課題に対する解決能力を養うことで、ビッグデータやAIを実社会の様々な分野で応用できるデータ駆動型課題解決人材の育成を目指している。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、工学研究科において女性教員の比率が低い状態にある。

#### 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員は、大学院工学研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、理工学部には学科長、工学研究科に専攻長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、大学院工学研究科委員会、大学院工学研究科委員会博士前期課程分科会、大学院工学研究科委員会博士後期課程分科会、教育システム委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議を置いている。

教授会は、学長、教授、准教授、専任の講師、特任教授、特任准教授及び特任講師から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

大学院工学研究科委員会は、学長、大学院工学研究科を担当する教授及び准教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。大学院工学研究科委員会博士前期課程分科会は、学長並びに博士前期課程担当の教授、准教授、常時勤務する特任教授及び常時勤務する特任准教授から構成され、大学院工学研究科委員会から委任された博士前期課程に係る事項等を審議している。大学院工学研究科委員会博士後期課程分科会は、学長並びに博士後期課程担当の教授及び常時勤務する特任教授並びに博士後期課程の研究指導を担当する准教授及び常時勤務する特任准教授から構成され、大学院工学研究科委員会から委任された博士後期課程に係る事項等を審議している。

教育システム委員会は、理事又は副学長のうちから学長が指名する者、各学科の各コースから選出された講師以上の教員、理工学基礎教育センターから選出された講師以上の教員、情報教育センターから選出された教員、大学院博士前期課程の各専攻から選出された講師以上の教員、学務課長等から構成され、教授会、大学院工学研究科委員会から委任された学部、博士前期課程に係る科目等履修生の選考、特別聴講学生の受入、研究生の選考及び政府派遣留学生の受入、論文審査委員の選定、指導教員の決定及び変更に関する事項等を審議している。

入学試験委員会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、アドミッションオフィス長、学科長、理工学人材育成本部長、大学院博士前期課程専攻長、アドミッションオフィス部門長、各学科から選出された当該学科のコース長、入試戦略課長から構成され、教授会、大学院工学研究科委員会から委任された学部、博士前期課程に係る入学者の選抜に関する事項等を審議している。

国際交流委員会は、理事又は副学長のうちから学長が指名する者、国際交流センター長、国際交流センター専任教員、各学科及び理工学基礎教育センターから選出された講師以上の教員、入試戦略課国際交流室長、その他学長が必要と認めた者から構成され、教授会、大学院工学研究科委員会から委任された学部、博士前期課程に係る科目等履修生の選考、特別聴講学生の受入、研究生の選考、特別研究学生の受入及び政府派遣留学生の受入に関する事項等を審議している。

大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議は、学長、学長が指名する理事及び副学長、大学院工学研究科博士後期課程の専攻長及びコース長から構成され、大学院工学研究科委員会から委任された博士後期課程に係る入学者の選抜、科目等履修生の選考、特別聴講学生の受入及び特別研究学生の受入、論文審査委員の選定、指導教員の決定及び変更に関する事項等を審議している。

教授会等は、令和6年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、副学長、領域長、学科長、理工学人材育成本部

長、大学院博士前期課程専攻長、大学院博士後期課程専攻長、技術部長、事務局長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和6年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育システム委員会は、教育研究評議会から委任された非常勤講師の選考、シニアプロフェッサーの選考を審議している。国際交流委員会は、教育研究評議会から委任された学術交流協定又は単位互換協定の更新を審議している。これらの会議は、令和6年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事（総務・財務）を自己点検・評価の責任者、情報基盤委員会委員長、施設アメニティー委員会委員長、入学試験委員会委員長、教育システム委員会委員長、学生サポート委員会委員長、国際交流委員会委員長、大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議議長、図書館委員会委員長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は役員会と評価分析室であり、その役割分担は内部質保証に係る基本方針に明確に定めている。中核的な審議機関である評価分析室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学長が指名する教員、学長が指名する事務職員によって構成されている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

理工学部においては、教育システム委員会委員長を責任者としてその質保証を行っている。

工学研究科においては、博士前期課程では教育システム委員会委員長を責任者として、博士後期課程では大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議議長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として施設アメニティー委員会が、情報基盤については、学長が指名する理事を責任者として情報基盤委員会が、図書館については、附属図書館長を責任者として図書館委員会が、学習施設については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として教育システム委員会が質保証を行っている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援全般については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として学生サポート委員会が、外国人留学生の支援については、学長が指名する理事を責任者として国際交流委員会が質保証を行っている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

理工学部及び大学院工学研究科博士前期課程における学生受入については、学長を責任者として入学試験委員会が、大学院工学研究科博士後期課程の学生受入については、学長を責任者として大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議議長が質保証を行っている。これらの役割分担は、内部質保証に係る基本方針によって定めている。

### 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に係る自己点検・評価実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを内部質保証に係る自己点検・評価実施要項に定めており、内部質保証に関する自己点検・評価シートを用いて実施している。

教職課程に関する自己点検・評価に関しては、教育システム委員会の下部組織である教職課程特別委員会が自己点検・評価を実施し、内部質保証に係る自己点検・評価実施要項に役割が定められている教育システム委員会が自己点検・評価結果を了承する手順をとっている。また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に係る自己点検・評価実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に係る自己点検・評価実施要項を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に係る基本方針及び内部質保証に係る自己点検・評価実施要項に定めている。共有・確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置については、関係委員会等からの評価結果に基づき、分析室が改善指示案を策定し、学長がその内容を確認の上、関係委員会等の責任者に改善の指示を行う。関係委員会等の責任者は改善計画を策定し、学長の承認を得た上で実施する。改善計画の進捗状況や結果は、関係委員会等から評価分析室へ報告され、評価分析室がその結果を検証し学長に報告し、必要に応じて学長から再度の対処指示がなされる。

**基準2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準2-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっているとは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

**基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準2-4を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、内部質保証に係る基本方針において、各種委員会、教育研究評議会、経営協議会、役員会などの学内主要会議を経て実施すると定められている。令和6年4月に博士前期課程情報電子工学系専攻共創情報学コースを設置するにあたっては、これらの会議にて審議、決定している。

## 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考委員会規則を定め、教員選考基準に教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの基準を定めている。

選考方法については、領域において人事計画書を策定し、企画戦略会議にて了承された後に、教員選考委員会において個別専門委員会を設置し、教員選考申出書及び公募案に基づき、教員選考基準に則った予備選考及び面接を実施する。その後、教員選考委員会が選考結果をとりまとめ、教育研究評議会において審議・決定を行うとしている。教員の採用・昇任の状況については別紙様式 2-5-1 のとおり、採用者、昇任者に対して面接、模擬授業によって判断している。

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、室蘭工業大学教員評価に関する要項に基づき、1年間の職務遂行状況を評価する「教員の多面的評価システム（ASTA）」と、3年間の職務遂行状況を評価する「教員の業績評価システム（ESTA）」の2種類の制度を用いて、毎年度継続的に実施している。ASTAは、教授、准教授、専任の講師、助教及び助手を対象とし、一次評価者を部局長、最終評価者を学長として、①自己申告による教育目標と達成度評価、②学生による授業評価、③授業時間、④業績評価（教育、研究、社会・国際貢献、部局・大学運営）、⑤学長評価の5項目について評価を行う。ESTAは、ASTAの評価実績を3年以上有する教員を対象に、ASTAの業績評価と授業時間に関する得点の累積値に基づいて学長が評価を行い、優秀教員の表彰及び研究費の授与を行っている。

これらの評価は別紙様式 2-5-2 のとおり、継続的に実施されている。

室蘭工業大学教員評価に関する要項に基づき、評価結果は、各教員にフィードバックされて教育等の改善に資するとともに、教育研究経費の配分あるいは人事考課等に反映することができるとしている。実際に、月給制適用者においては俸給及び期末勤勉手当の成績率に、年俸制適用者においては業績評価額の業績評価率及び科研費等獲得奨励額にそれぞれ反映している。また、評価結果に基づき優秀教員を表彰し、特に優れた教員にはインセンティブ研究費が授与されている。一方、ASTAにおける評価で基準「2」（大学が示す基準点を下回り、業績の向上を要する）又は「1」（同、更なる業績の向上を要する）とされた教員は、「業績向上計画書」と当該年度のASTA評価結果の写しを一次評価者及びユニット長に提出することが義務付けられており、両者はその経過を観察し、適切な助言・指導を行うこととされている。さらに、同様の評価が2回続いた場合には「注意」、3回続いた場合には「嚴重注意」として扱われることとして実施している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、FD講演会形式の「FDサロン」、教員同士の授業参観を通じた「授業公開ウィーク」、及びグループワーク型の「教育ワークショップ」等を、教育システム委員会及び教育推進支援センターFD・AL部門の主催により組織的に実施している。これらの取組は、「FDだより」の発行を通じて全学的に共有されている。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、TAを創造工学科、システム理化学科、理工学基礎教育センター、情報教育センターに配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、保健管理センターが主催する救命講習会や、学外機関が開催する学術情報リテラシー教育担当者研修、機関リポジトリ講習会、図書館等職員著作権実務講習会等にそれぞれ少数であるが参加し、教育支援活動に必要な知識と技能の習得を図っている。また、TAに対しては、TA研修会を年2回実施し、TAの心構え等に関する基本事項について指導している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会、企画戦略会議を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、中期計画その他国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、教育界、官界、経済界等からの学識経験者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

企画戦略会議は、学長、理事、副学長、学長補佐その他学長が必要と認めた者により構成され、教育、研究及び社会貢献、組織計画、人事計画、財政計画、施設整備計画、その他大学の運営及び重要な施策に関することを審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、安全衛生（教育・研究）、生命倫理、毒劇物管理、化学物質リスクアセスメント、動物実験、放射線障害予防、遺伝子組換え実験等の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止は総務広報課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、放射線障害予防、遺伝子組換え実験等は研究推進課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、化学物質管理、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務広報課、施設課、情報セキュリティは情報教育センターと総務広報課図書学術情報室、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究推進課、学生危機対応は総務広報課と学務課が責任部署となっている。

**基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること**

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 81 人、非常勤 24 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が学生総合相談室、IR室、デジタル・キャンパス推進室、図書館委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、教職員のためのダイバーシティセミナー（22 人参加）、アカデミックハラスメント防止講演会（240 人参加）、研究費不正使用防止研修（303 人参加）等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を立案し、業務監査、会計監査の定期監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規則に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図るため、定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、定期監査について監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長と四者協議を定期的に行い、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち、一部の教員の有する学位及び業績、大学院の授業料、入学料その他の大学が徴収する費用について、自己評価書提出時点では公表されていない内容があったが、令和 7 年 10 月までに公表されている。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

室蘭市水元町に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 146,406 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 70,073 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。また、別紙様式 4-1-1 のとおり夜間授業を実施している。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、理工学部にも、ものづくり基盤センター（実験・実習工場）を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性に配慮している。水元キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、83.7% 整備済みであり、改修工事に合わせて更なる整備を検討している。安全防犯面については、構内主要道路をカバーできるよう外灯を配置するとともに、防犯カメラを構内主要出入口及び道路に設置し、監視体制を整備している。

I C T 環境については、学内ネットワークを整備し、学内 L A N に接続されたパソコンは 312 台設置し活用されている。ネットワークを介した遠隔教育として 1,418 講義を実施している。学習管理システムを利用して e-learning を導入し、学生の教育環境の充実に活用している。

附属図書館については、水元キャンパス内に設置しており、延面積 4,428 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 531 席である。原則として 9 時から 21 時まで開館している。令和 7 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 262,296 冊、学術雑誌 6,102 種、電子ジャーナル 4,008 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、グループ学習室、コミュニケーションホール及び情報教育センター等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生総合相談室、キャリア・サポート・センター、保健管理センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規則に基づき、ハラスメント相談員が相談窓口となり、相談結果をハラスメント防止委員会に報告する。報告を受けたハラスメント防止委員会が被害を救済する措置を講じることにより、ハラスメントに関する相談に対応している。

75 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館、グラウンド、サークル会館、弓道場、ヨット艇庫等を整備し、運営資金の助成や備品の貸与等

の支援を行っている。

留学生への生活支援等は、外国人留学生チューターやレジデント・アシスタントを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり国際交流センターにより実施する体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領を策定し、別紙様式4-2-4のとおり、最高管理者（学長）、総括監督責任者（理事（総務担当））、監督責任者（部局等の長）による体制を整備し、全学で障害者に対する不当な差別的取扱いを行わないとともに、障害者に対し合理的配慮を講じている。

特別な支援が必要な学生への対応は、学務課、学生総合相談室相談員が窓口となり、学内の関係部署や保健管理センターとの連携を図りながら、問題解決に向けての提案や必要な支援を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、東奨学金や佐藤矩康博士記念国際活動奨学金など大学独自の奨学金制度を設けているほか、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、理工学部及び工学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入学者選抜を行っている。

実施体制については、学部及び大学院博士前期課程入学者選抜については入学試験委員会が、大学院博士後期課程入学者選抜については、大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議が実施している。なお、一部の入学者選抜の実施要項等において、面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組が確認できないが、令和8年度には修正することとしている。

入学試験委員会において、入学者受入に係る分析結果が報告されている。報告事項に関して実質的には審議していたが、今後は、分析結果を協議事項として議事録等の記録に残すこととしている。また、入学者選抜については、令和7年度総合型選抜（昼間コース）に女子枠を設置するなどの改善を行っている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・理工学部：1.03倍

[博士前期課程]

- 工学研究科：1.06 倍

[博士後期課程]

- 工学研究科：1.56 倍

工学研究科博士後期課程では、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

工学研究科博士前期課程は令和 6 年度に改組している。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の理工学部に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

理工学部及び工学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

理工学部及び工学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

理工学部及び工学研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行うにあたっては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院工学研究科規則等で定めている。

工学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点では研究指導の計画を学生にあらかじめ明示していなかったが、令和 7 年 11 月までに「研究指導概要」を改正し学生に明示している。また、研究倫理に関する指導として研究倫理教育研修が実施されてお

り徐々に受講率は上昇しているものの、令和6年度において博士後期課程でも80%程度であり全体的に受講率が低い。

#### 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、理工学部及び工学研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

理工学部及び工学研究科において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、工学研究科において、シラバス記入上の注意事項を作成しシラバス点検要領に従ってシラバスを点検しているものの、自己評価書提出時点では不適切なシラバスが存在していたが、令和7年11月までにシラバスを再度点検し修正をしている。また、シラバスの記載内容やシラバスの点検方法を改善しているために、「シラバス記入注意事項・シラバス記入例」や「シラバス点検要領」を、令和7年12月までに改正している。

理工学部及び工学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

工学研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

理工学部において、夜間における授業を実施している課程についても同様に、適切な配慮が行われている。

#### 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

理工学部及び工学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

**基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

理工学部及び工学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

理工学部及び工学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では適切な成績異議申立制度を組織的に設けていなかったが、令和 7 年 11 月までに適切に改正し、その内容を学生に周知している。

**基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 6-7 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

理工学部及び工学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

工学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

理工学部及び工学研究科における卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施している。

**基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

【評価結果】 基準 6-8 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6-8-1 のとおり、就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子は、別紙様式 6-8-2 のとおりであり、これらと資格取得等の状況から、理工学部及び工学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。なお、やや卒業率が低い理工学部においては、卒業率の向上に向けて、リメディアル教育、就学困難な学生の把握制度の改善、チューター教員による修学相談・指導等を実施している。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、理工学部及び工学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。